第３次千葉市障害者計画及び
第４期千葉市障害福祉計画

（平成２７年度～２９年度）

概要版

平成２７年３月

千　葉　市

第１部　総論

◆計画策定の趣旨

本市では、平成２２年度に策定した第２次千葉市障害者計画と平成２３年度に策定した第3期千葉市障害福祉計画に基づいて、さまざまな障害者施策や障害福祉サービスの供給量の確保等を通じて障害者の方の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

しかし、障害者数は増加しており、急激な社会構造の変化、障害者本人や家族等の高齢化、障害の重度化・重複化などに起因する問題や災害時等における安全確保などへの対応等、新たな課題も生じてきています。

一方、国では、平成22年6月に、障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図ることを閣議決定して以後、国内法の整備を進め、平成26年1月には、障害者権利条約を批准しています。

こうした障害者をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、障害者が地域において自立した生活を送ることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

◆計画の位置づけ

障害者基本法第１１条第3項の規定による「市町村障害者計画」であり、「千葉市新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画という性格と、障害者総合支援法第８８条に位置づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画という性格の両方を有するものです。

前者が基本計画、後者が地域生活や就労等に関する実施計画と位置付けられます。

◆計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

◆障害者とは

本計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。なお、平成２６年１月の障害者権利条約の批准に先立って改正された障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とするいわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と表示すべきものがありますが、本計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。

◆計画の基本理念

すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として相互に個性を尊重し合い、人格を認め合い、そして支え合うことにより、差別や障壁のない安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。

障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を創造するためには、生活をしていく中で感じる差別や障壁を排除し、個人の持つ能力・多様性が尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる地域社会を実現していくことが必要です。

第2次計画の推進により、こうした地域社会の実現に向けて一定の進捗が図られてきましたが、第2次計画が策定されてから4年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、こうした状況に対応するための新たな指針を示す時期に来ています。

第3次計画においては、すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携のもとに、地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進していくとともに、差別や社会的障壁による権利侵害のない「安らぎのあるあたたかな共生社会」の実現を目指します。

◆計画の視点

１　障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

２　誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

地域における自立や社会参加に係る障壁を除き、誰もが安心して生活できるよう、障害についての理解等の促進や施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進める必要があります。

３　将来を見据えた障害者の視点に立った各分野における施策展開

市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取り組みが必要です。

４　施策展開における市民参加と協働

障害者本人の各種障害者施策への積極的な参加・参画はもとより、市、関係団体、専門機関、地域住民、事業者、ボランティア団体など地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働していくことが必要です。

第２部　各論

◆７つの基本目標

基本目標１　相談支援の充実

（１）身近な相談支援機関の充実

障害者や家族介助者の不安を軽減するとともに、地域で気軽に相談できるよう、各保健福祉センター、児童相談所をはじめ、障害者相談支援事業、障害者相談員事業などを充実させることにより、地域の中で障害者を支えていく仕組みを強化します。

また、相談支援機関の利用に結びつくよう、その存在や利用方法等について周知を図っていきます。

（２）専門的な相談支援体制の強化

障害が多様化・複雑化していく中で、障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター、児童相談所、養護教育センターにおける専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じて強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする方などの事例に対応していくため、相談に応じる職員のスキルアップを図っていきます。

（３）情報提供の充実

障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

その際、カラーユニバーサルデザイン等に配慮したり、音声コードを付したりするなど、視覚障害や聴覚障害などの特性をふまえた情報提供、意思疎通に配慮します。

また、障害者等からの派遣要請などのニーズに応えるため、手話通訳者など障害者のコミュニケーション支援に関する知識・技能をもった支援者の養成もすすめます。

基本目標２　地域生活支援の充実

（１）自立した地域生活への支援・促進

必要な時に必要なサービスを利用しながら地域で自立した生活をおくれるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業をより充実させるとともに、サービス利用計画の作成体制の充実を図ります。

（２）日中活動の場、生活の場の確保

福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するため、関係機関が連携して支援を行うほか、グループホームその他の障害福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、地域活動支援センターなどの整備により、日中活動の場、生活の場の確保に努めます。

（３）福祉用具利用支援の充実

障害者が地域で自立して生活していくために、補装具費及び日常生活用具費の適切な支給や障害者福祉センターにおける各種福祉機器の情報提供を充実し、障害者の自立や社会参加を促進します。

（４）経済的支援の充実

障害者への経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、日常生活における経済的負担の軽減等に努めます。

基本目標３　保健・医療の充実

（１）障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実

生活習慣病など、障害の原因となる疾病等を予防し、早期に対応するため、各種健康診査や予防接種などを実施するほか、障害の軽減等に必要な受診を支援することにより、生涯を通じた健康の維持・増進を図ります。

（２）地域での医療体制等の充実

医療機関の受診にあたり特に配慮が必要な方に対応するため、日常の受診や健康診査時のサポート、休日・夜間における救急体制、訪問による診療・指導体制等の充実を図ります。

基本目標４　障害児に対する支援の充実

（１）早期発見・早期療育の体制の整備

乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センター等での検査・判定機能の充実を図るとともに、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

（２）障害児支援の充実

障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

（３）学校教育の充実

関係機関の連携のもと、入学から卒業後の進路まで、一貫した特別支援教育の充実を図るとともに、専門的な知識・経験を有する相談員等を学校に派遣するなどにより、児童生徒の支援体制の整備と指導力の向上を図ります。

また、児童生徒の学習環境の充実として教室の改修や備品の整備を行うとともに、就学に伴う経済的負担の軽減を図ります。

基本目標５　社会参加の一層の推進

（１）相互理解の推進

障害者団体との連携等により、障害者への差別をなくし、正しい理解の普及に努めるとともに、障害のある人とない人の交流機会を充実することにより相互理解の推進を図ります。

特に、福祉教育の取組みを支援することにより、次世代を担う子どもたちに対する理解の促進に努めます。

（２）一般就労の支援

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者の就労相談や職業訓練の充実、就労後の障害者の定着のための支援を行うほか、企業等に対し障害者雇用についての一層の理解と協力を求めて行きます。

（３）福祉的就労の支援

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、作業所等の活動の場を確保する一方、授産製品の販路拡大、作業所等の経営指導や共同受注などへの支援を行い、工賃向上を図ります。

（４）文化・スポーツ活動の充実

障害者や地域住民が気軽に参加できるよう、障害者福祉センター、療育センターふれあいの家等を拠点として、スポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、健康づくりや生きがいづくりに繋がるよう活動事業の内容の充実を図り、より多くの障害者の参加を促進します。

（５）ボランティア活動の促進

障害者へのボランティア活動にあたり必要となる基本的知識や技能の習得に関する講座などを開催するとともに、様々な活動機会を提供することにより、市民のボランティア活動への参加を促進します。

基本目標６　生命、身体、財産の安全確保

（１）防犯・防災体制の整備

障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置･維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

また、災害発生時の救援･救助体制、避難支援体制を構築するほか、避難所における支援の充実を図ります。

（２）権利擁護の推進

障害者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、判断能力の不十分な方の権利を擁護するとともに、障害者の人権を侵す虐待を防止するための取り組みをすすめます。

基本目標７　生活環境の整備

（１）住環境の整備

障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホームの整備や障害者向け市営住宅の整備を促進します。

また、障害者のグループホーム等の家賃助成を行い、経済的負担を軽減します。

（２）公共施設等の整備

公共施設はもとより、公共性の高い施設等の建築主に対して指導や助言を行うことなどにより、オストメイト対応トイレ設備の整備など、バリアフリー化の取り組みを促進します。また、障害者の意見を取り入れながら施設設備の改修等を進めます。

（３）安全な交通の確保

障害者がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、公共交通、道路などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの普及や放置自転車対策など、安全な交通環境の確保に努めます。

◆施策の体系

基本目標	施策	主な事業
1 相談支援の充実	(1) 身近な相談支援機関の充実	・障害者相談支援事業 ・障害者相談員事業 ・民生委員・児童委員研修
	(2) 専門的な相談支援体制の強化	・地域自立支援協議会運営 ・発達障害者支援センター運営 ・精神保健福祉相談事業 ・障害児等療育支援事業
	(3) 情報提供の充実	・障害者福祉のあんない発行事業 ・情報提供における配慮に関する事業 　・点字市政だより 　・声の市政だより 　・点字即時情報ネットワーク 　・環境情報誌エコライフちば発行事業 　・点字版家庭ごみの減量と出し方ガイドブック発行事業 ・意思疎通支援事業 　・手話通訳者設置事業 　・手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 　・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 　・重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 ・意思疎通支援者養成事業 　・手話通訳者養成事業 　・要約筆記者養成事業 　・盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 　・点訳・朗読奉仕員養成事業

基本目標	施策	主な事業
2 地域生活支援の充実	(1) 自立した地域生活への支援・促進	・訪問系サービス事業 ・日中活動系サービス事業 ・居住系サービス事業 ・相談支援事業 ・障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業 ・障害福祉サービス等ヘルパー研修事業 ・障害者支援施設訪問相談事業 ・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の整備 ・障害福祉サービス事業所の開設支援 ・移動支援事業 ・日常生活支援事業 　・訪問入浴サービス事業 　・生活訓練事業 　・日中一時支援事業 　・視覚障害者への資源物排出用特別指定袋の配布 　・障害者世帯等の粗大ごみの運び出し収集 　・高齢者等ごみ出し支援事業 　・市役所コールセンターの運営 　・戸籍全部事項証明書等宅配サービス事業 　・電子申請サービス事業 ・障害の重度化等に対する支援事業 　・強度行動障害者市単加算事業 　・高齢重度障害者介護支援加算事業 　・喀痰吸引等研修促進事業 ・うつ病集団認知行動療法の実施 ・区支え合いのまち推進協議会の開催 ・選挙等における配慮等 　・選挙情報の充実 　・投票しやすい環境の整備 　・投票機会の確保
	(2) 日中活動の場、生活の場の確保	・障害者グループホームの整備 ・地域活動支援センターの整備 ・学校跡施設の活用 　・旧真砂第一小学校跡施設整備 　・旧高浜第二小学校跡施設整備 ・デイケアクラブ事業
	(3) 福祉用具利用支援の充実	・補装具費支給事業 ・日常生活用具給付等事業 　・日常生活用具費支給等事業 　・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業 ・福祉機器展示コーナー運営事業
	(4) 経済的支援の充実	・心身障害者(児)福祉手当支給事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・障害者通所交通費助成事業 ・福祉タクシー事業 ・自動車燃料費助成事業 ・自動車改造費助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業 ・グループホーム等家賃助成事業 ・各種使用料等の減免

基本目標	施策	主な事業
3 保健・医療の充実	(1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実	・乳幼児等健康診査事業 ・養育支援訪問事業 ・健康教育事業 ・健康相談事業 ・訪問指導事業 ・検診体制等の充実 ・高齢者予防接種事業 　・高齢者インフルエンザ予防接種事業 　・成人用肺炎球菌予防接種事業 ・かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業 ・各種医療費助成事業 　・心身障害者(児)医療費助成事業 　・小児慢性特定疾病医療支援 　・ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業 　・未熟児養育医療給付事業 　・育成医療給付事業
	(2) 地域での医療体制等の充実	・歯科診療事業 　・訪問歯科診療事業 　・ねたきり高齢者・心身障害者(児)歯科診療事業 ・精神科救急医療システム事業
4 障害児に対する支援の充実	(1) 早期発見・早期療育の体制の整備	・療育センター運営事業 ・大宮学園運営事業 ・桜木園運営事業 ・発達障害等に関する巡回相談員整備事業
	(2) 障害児支援の充実	・障害児通所支援事業 ・障害児保育事業 ・保育アクションプログラムの推進 ・私立幼稚園特別支援教育費補助事業 ・障害児保育・特別支援教育補助 ・保育環境改善事業 ・トイライブラリー運営事業

基本目標	施策	主な事業
	(3) 学校教育の充実	・幼保小関連教育推進事業 ・養護教育センター教育相談事業 ・子どもルームの整備 ・学校生活支援事業 　・障害のある子どもの学校生活サポート事業 　・特別支援教育指導員配置事業 　・スクールカウンセラー活用事業 　・小・中学校特別支援学級運営事業 　・新設の特別支援学級等の備品整備 　・特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業 　・特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業 　・学校歯科事業 ・体験活動事業 　・長柄げんきキャンプ事業 　・長柄ジョイントキャンプ事業 　・長柄ハッピーキャンプ事業 ・不登校児童・生徒に対する相談、指導事業 　・教育相談指導教室事業(不登校生・中学) 　・教育相談事業(不登校・いじめ) 　・適応指導教室管理運営事業 ・学校施設の整備 　・学校エレベーターの設置 　・適正配置改修事業 ・教職員に対する支援 　・学校訪問相談員派遣事業 　・教職員研修運営事業
5 社会参加の一層の推進	(1) 相互理解の推進	・障害者マークの普及 ・心の輪を広げる障害者理解促進事業 ・障害者福祉大会開催事業 ・心のふれあいフェスティバル開催事業 ・ふれあいトークの開催 ・社会福祉研修センターにおけるセミナー等の開催 ・社会福祉協議会地区部会活動の活性化支援 ・障害者社会参加推進センター運営事業 ・明るいくらし促進事業 ・精神障害者家族セミナー ・地域精神保健福祉講演会の開催
	(2) 一般就労の支援	・特別支援学校教育振興事業 ・就労支援連携会議 ・チャレンジドオフィスちばし ・特別支援学校へのセミナー開催 ・障害者職場実習事業 ・知的障害者職親委託事業 ・障害者職業能力開発プロモート事業 ・障害者就業支援キャリアセンターの運営参画 ・障害者雇用促進就職面接会 ・障害者法定雇用率達成企業等に対する入札参加資格者の格付けにおける優遇制度 ・更生訓練費支給事業
	(3) 福祉的就労の支援	・障害者就労事業振興センターの運営参画 ・授産製品の販売促進 ・福祉作業所運営事業

基本目標	施策	主な事業
	(4) 文化・スポーツ活動の充実	・障害者スポーツ大会の開催等事業 ・スケート教室の開催 ・障害者とのスポーツ交流の促進 ・スポーツ・レクリエーション事業 ・創作的活動事業 ・肢体不自由児激励会事業 ・知的障害児激励会事業 ・成人学習団体育成事業 ・精神障害者家族のつどい ・うつ病当事者の会 ・地域福祉交流館の運営 ・図書館サービスの充実 ・市民農園における車いす使用者用区画の貸出
	(5) ボランティア活動の促進	・ボランティアセンターの運営支援 ・市民活動支援センターの運営 ・療育センターにおけるボランティア養成事業 ・精神保健福祉ボランティア事業 ・ボランティア活動推進協力校指定事業への支援 ・ボランティア活動支援事業(本人活動支援事業)
6 生命、身体、財産の安全確保	(1) 防犯・防災体制の整備	・市民防犯活動の支援 ・地域防犯ネットワーク ・障害者家具転倒防止対策事業 ・聴覚障害者用火災警報器設置費の支給 (日常生活用具費支給等事業) ・住宅防火訪問指導 ・メールによる１１９番通報の受付 ・自主防災組織の育成 ・災害時における避難支援体制の強化 ・避難行動要支援者名簿情報の活用 ・オストメイト用装具預かり保管の実施 ・拠点的福祉避難所の指定 ・要配慮者向け災害時用備蓄品の整備
	(2) 権利擁護の推進	・成年後見支援センター設置事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・法人後見事業 ・消費者被害の防止 ・障害者虐待の防止
7 生活環境の整備	(1) 住環境の整備	・市営住宅の建替え ・障害者等住宅改造相談事業 ・障害者住宅改造費助成事業
	(2) 公共施設等の整備	・オストメイト対応トイレ設備整備事業 ・スポーツ施設再整備事業 ・公民館の改修 ・都市公園のバリアフリー化
	(3) 安全な交通の確保	・歩道の改良 ・交通安全総点検 ・交通安全教育事業 ・放置自転車対策の推進 ・千葉都市モノレールの施設整備

第３部　障害福祉サービス提供の見込量等（第４期障害福祉計画）

◆指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

（１）地域生活を支える訪問系サービスの充実

・障害者が地域で生活していくため、必要な訪問系サービスの充実を図ります。

・市内どこでも必要なサービスを受けられるよう、提供体制の強化を図ります。

・障害の重度化、介助者の高齢化などに対応したサービス内容の充実を図ります。

（２）自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障

・障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。

・希望する障害者が、身近なところで必要なサービスを利用できるよう充実を図ります。

・教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な療育・支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

（３）地域における暮らしの場の確保

・障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、グループホームの整備を促進します。

・啓発・広報活動や地域での交流活動を通して、障害に対する地域住民の理解を促進します。

・施設入所支援は、障害福祉に関する制度改正の中で入所施設のあり方等が議論されていることから、本計画期間では現状維持を基本とします。

（４） 就労支援の強化

・ 福祉施設から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業等の充実を図ります。

・ 一般就労の困難な障害者のために、就労継続支援事業の充実を図るとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、授産製品の販路拡大など工賃向上を促進します。

（５） 相談支援体制の充実・強化

・ 障害者が地域で安心して暮らしていくために、障害者相談員や民生委員による身近な相談支援を行います。

・ 障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のための計画相談支援や、地域生活への移行や緊急時のための地域相談支援を行う相談支援事業者の充実を図ります。

・ 障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター等において専門的な相談を行います。

・ 障害者の地域生活を支える相談支援体制の強化のため、地域の支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化等について協議を行う地域自立支援協議会の充実を図ります。

◆平成２９年度までに達成すべき目標

（１）施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	備考
地域生活移行者数	68人以上	平成25年度末時点の施設入所者数(565人)の12%以上

障害者が地域で自立した生活を営むために、居住の場であるグループホームの整備をすすめるほか、地域移行に向けた相談機能を一層充実させるとともに、関係機関との連携を強化することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

（２）地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点等の整備数	1か所以上	国の基本指針に沿って、1か所以上の整備を目指す。

地域自立支援協議会において現状や課題などの整理を進めるとともに、既存の相談支援事業所などの関係機関、特に居室や緊急時の受け入れ先となり得るグループホーム、短期入所事業等を行う事業者と、機能分担・連携などのあり方について検討・協議を行います。

（３）福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	備考
一般就労移行者数	112人以上	平成２４年度の一般就労への移行実績(56人)の2倍以上

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者一人ひとりの状況を踏まえた、就労相談、職業訓練、職場実習等の充実を図るとともに、就労後の定着支援等を通じて企業等に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めていきます。

◆指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

サービスの種類	必要な見込量算定の考え方	必要量の見込み（各年度１か月あたりの数値）				確保の方策
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
（１）訪問系サービス						
居宅介護	第３期計画期間の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。 また、重度障害者等包括支援は、現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。	上段：利用量 (時間分/月) ［下段］：利用人数 (実人/月)	25,872 [1,056]	28,200 [1,151]	30,748 [1,255]	障害福祉サービス事業者連絡協議会や事業者説明会等を通じて、事業者にホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。 また、ホームヘルパーが、医療的ケアが必要な重度障害者等にも支援を行えるよう、必要な研修の受講を支援します。 重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。 同行援護、行動援護については、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。
重度訪問介護			15,612 [60]	18,474 [71]	21,857 [84]	
行動援護			567 [31]	586 [32]	604 [33]	
重度障害者等包括支援			418 [1]	418 [1]	418 [1]	
同行援護			3,256 [162]	3,317 [165]	3,377 [168]	
（２）日中活動系サービス						
生活介護	第３期計画期間の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。 平成２４年度の児童福祉法改正以降、利用が大幅に増加している児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、今後も増加すると考えられるニーズに応える必要があることから、平成２４年度以降の利用実績の伸び等を勘案して見込みます。 また、保育所等訪問支援は、これまで利用実績がありませんが、今後利用が発生することを想定して見込みます。 医療型児童発達支援は、利用実績及び利用契約者数を勘案し、現状維持として見込みます。	上段：利用量 (時間分/月) ［下段］：利用人数 (実人/月)	32,180 [1,601]	33,467 [1,665]	34,813 [1,732]	市の未利用地や公共施設の跡施設の有効活用の検討や「障害者支援版起業塾」の開催等により、事業者の参入を促進します。 また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて、事業者の参入を促進します。
自立訓練（機能訓練）			257 [13]	277 [14]	297 [15]	
自立訓練（生活訓練）			1,408 [80]	1,654 [94]	1,954 [111]	
就労移行支援			5,593 [316]	7,275 [411]	9,452 [534]	
就労継続支援（Ａ型）			2,277 [110]	2,753 [133]	3,333 [161]	
就労継続支援（Ｂ型）			10,605 [606]	11,568 [661]	12,600 [720]	
療養介護			2,418 [78]	2,511 [81]	2,604 [84]	
短期入所（福祉型）			2,322 [258]	2,412 [268]	2,511 [279]	
短期入所（医療型）			318 [53]	336 [56]	354 [59]	
児童発達支援			2,947 [486]	3,713 [583]	4,678 [700]	
放課後等デイサービス			9,205 [743]	10,678 [825]	12,386 [916]	
保育所等訪問支援			2 [1]	2 [1]	2 [1]	
医療型児童発達支援			310 [50]	310 [50]	310 [50]	

サービスの種類	必要な見込量算定の考え方	必要量の見込み（各年度１か月あたりの数値）				確保の方策
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
（３）居住系サービス						
共同生活援助（グループホーム）	共同生活援助は、施設入所者の地域移行目標者数や介助者の高齢化による利用者数の伸び等を勘案して見込みます。 施設入所支援は、利用実績は減少傾向にありますが、障害者本人の高齢化・重度化や介助者の高齢化を見据えて、現状維持として見込みます。 また、障害児入所支援(福祉型・医療型)は、第３期計画期間の利用実績の伸びをもとに見込みます。	利用人数 (実人/月)	465	526	587	共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設や精神科病院からの地域移行を更に促進するとともに、介助者の高齢化によるニーズの増加に対応するため、必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。
施設入所支援			762	762	762	
福祉型障害児入所支援			36	39	43	
医療型障害児入所支援			29	32	36	
（４）相談支援						
計画相談支援	計画相談支援及び障害児相談支援は、サービスの支給決定を受ける方の全てに対して計画を作成することとして、利用者数を見込みます。 また、地域相談支援は、施設入所者の地域移行目標者数等を勘案して見込みます。	利用人数 (実人/月)	203	312	435	指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。
地域移行支援			4	4	4	
地域定着支援			69	92	114	
障害児相談支援			56	94	140	

◆地域生活支援事業の実施に関する事項

1　必須事業

事業の種類	必要量の見込み（各年度年間の数値） 単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施に関する考え方（確保の方策）
（1）理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	障害者週間事業の一環として、障害者(児)の自立の促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図るため、障害者福祉大会の企画・運営を千葉市身体障害者連合会に委託して実施します。
（2）自発的活動支援事業					
①本人活動支援事業	事業数	3	3	3	在宅の知的障害者本人によるボランティア活動を支援するため、その活動の機会を提供するとともに、その活動に関する便宜を図るため、千葉市手をつなぐ育成会に委託して実施します。
②明るいくらし促進事業	事業数	3	3	3	精神障害者やその家族及び地域住民との交流を図ることにより、精神障害者の社会参加の促進を図るため、NPO 法人千家連に委託して実施します。
③精神障害者家族セミナー	事業数	3	3	3	他の精神障害者施設の見学や家族会の研修を通じて精神障害についての普及啓発の方法を学ぶことにより、家族会の活性化を促し、精神障害者の社会参加の促進を図るため、NPO 法人千家連に委託して実施します。
（3）相談支援事業					
①障害者相談支援事業	箇所数	7	7	7	障害者やその保護者、介護者からの相談、その他必要な支援を市内の障害児（者）施設に委託して実施します。
②障害児等療育支援事業	箇所数	10	10	10	身近な地域で療育指導等が受けられるよう、障害児（者）施設等の有する機能を活用して実施します。
③発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1	発達障害児（者）に対する総合的な支援拠点として療育センター内に設置し、社会福祉法人に委託して実施します。
	実利用見込人数	1,351	1,504	1,657	
（4）成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	千葉市成年後見支援センター及び障害者相談支援事業所等での広報・相談等により、制度の周知を図ります。
（5）意思疎通支援事業					
①手話通訳者設置事業	設置者数	7	7	7	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各区保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を（福）千葉県聴覚障害者協会へ委託して実施します。
②手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	実利用見込人数	243	245	247	
③重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	実利用見込人数	1	1	1	利用者のほか、事業者説明会等の機会を通して関係者等に周知します。
④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実施の有無	実施	実施	実施	盲ろう者のコミュニケーションや移動等を確保するため、四県市（千葉県・船橋市・柏市・千葉市）共同事業として、千葉盲ろう友の会へ委託して実施します。

事業の種類	必要量の見込み（各年度年間の数値）				実施に関する考え方（確保の方策）
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
（６）意思疎通支援者養成研修事業					
①手話通訳者養成事業	実施の有無	実施	実施	実施	聴覚障害者等のコミュニケーション等の支援者として、通訳に必要な技術や知識を習得した手話通訳者を養成します。
②要約筆記者養成事業	実施の有無	実施	実施	実施	聴覚障害者等のコミュニケーション等の支援者として、通訳に必要な技術や知識を習得した要約筆記者を養成します。
③盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	実施の有無	実施	実施	実施	盲ろう者の自立と社会参加の担い手として、四県市（千葉県・船橋市・柏市・千葉市）共同事業により、通訳及び移動等の支援方法を習得した通訳・介助員を養成します。
（７）日常生活用具費支給等事業					
①介護・訓練支援用具	実利用見込件数	46	46	46	地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。
②自立生活支援用具		137	137	137	
③在宅療養等支援用具		130	130	130	
④情報・意思疎通支援用具		140	140	140	
⑤排泄管理支援用具		19,711	21,484	23,417	
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		12	12	12	
（８）移動支援事業	実利用見込人数	724	782	844	事業者数は着実に増えていますが、移動支援の登録をしていない介護保険の訪問介護事業者等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。
	延利用見込時間	83,622	90,321	97,482	
（９）地域活動支援センター					
（Ⅰ型）	箇所数	6	6	6	利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型、Ⅲ型）を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業(Ⅰ型)を実施します。また、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、障害者支援版起業塾により、法定外事業所からの移行を促進します。
	実利用見込人数	420	420	420	
（Ⅱ型）	箇所数	3	3	3	
	実利用見込人数	129	129	129	
（Ⅲ型）	箇所数	13	14	15	
	実利用見込人数	431	464	497	

２　任意事業

事業の種類	単位	必要量の見込み（各年度年間の数値） 平成27年度	平成28年度	平成29年度	実施に関する考え方（確保の方策）
（１）福祉ホーム事業	箇所数	1	1	1	地域における住まいの場を確保するため、民間事業者への補助事業により実施します。
	実利用見込人数	5	5	5	
（２）訪問入浴サービス事業	箇所数	15	16	17	訪問入浴サービスの登録をしていない介護保険の訪問入浴介護事業者等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。
	実利用見込人数	50	54	58	
（３）生活訓練事業	実施の有無	実施	実施	実施	障害者の生活支援のため、これまで行ってきた事業を関係団体等に委託して実施します。
（４）日中一時支援事業	実利用見込人数	655	675	695	障害者等の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため、利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。
（５）社会参加促進事業	事業数	6	6	6	スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報等、これまで行ってきた事業を引き続き実施するとともに、各事業の周知を図ります。また、新たなニーズ等を踏まえた見直しを行い、障害者の社会参加の更なる促進を図ります。
（６）障害者虐待防止対策支援事業					
①障害者虐待防止事業	実施の有無	実施	実施	実施	障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等(養護者)を支援することを目的とし、引き続き各保健福祉センターに千葉市障害者虐待防止センターを設置します。また、被虐待者を一時的に受け入れる施設を確保し、緊急時には積極的に一時保護を行います。
②障害者虐待防止センター運営事業	実施の有無	実施	実施	実施	
③障害者虐待防止一時保護居室確保事業	実施の有無	実施	実施	実施	
（７）更生訓練費支給事業	実利用見込人数	20	20	20	障害者の社会参加を促進する観点から、訓練に必要な経費を支給します。
（８）知的障害者職親委託事業	実利用見込人数	1	1	1	知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として実施します。

第４部　計画の推進に向けて

１　関係機関・地域等との連携

障害者施策は、福祉、保健･医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員･児童委員、ボランティア･NPO、民間企業、医療機関、国･県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

２　当事者の障害者施策への参加

障害者の視点に立った施策展開には、当事者が各種障害者施策へ参加、参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

３　進行管理と評価

この計画は、本市における障害者施策全般に関わる基本理念、基本目標などを定めた基本計画という性格のみならず、障害福祉サービス等の実施に関する実施計画という性格も有するため、実施状況の把握、点検及び評価を行い、計画の進捗状況の確認を行います。

４　計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化･重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。

第3次千葉市障害者計画及び
第4期千葉市障害福祉計画
（平成27年度～29年度）
概　要　版

発行年月　平成27年3月
編集･発行　千葉市　保健福祉局　高齢障害部　障害企画課

＜平成27年度から所管が替わります＞

千葉市　保健福祉局　高齢障害部　障害者自立支援課
住　所　〒260-8722　千葉市中央区千葉港1番1号
電　話　043(245)5175
ＦＡＸ　043(245)5549
E- mail　shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp